

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

低入札価格調査制度で施行する工事の「低入札価格調査基準価格の算定式」  
及び「失格基準価格の算定式」の取り扱いについて

標記については、以下のとおりです。  
なお、価格は全て税抜きとします。

〔低入札価格調査基準価格の算定式〕

次の1～4の合計額

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| 1. [ 直接工事費－ (直接工事費×10%) ] | × 97% |
| 2. 共通仮設費                  | × 90% |
| 3. [ 現場管理費＋ (直接工事費×10%) ] | × 90% |
| 4. 一般管理費等                 | × 68% |

〔設定範囲〕

予定価格算出基礎額の75%から92%の範囲

※ただし、専門工事として発注する昇降機設備工事については、予定価格算出基礎額の75%とする。

〔失格基準価格の算定式〕

次のA～Dの合計額

- |                           |       |
|---------------------------|-------|
| A = [直接工事費－ (直接工事費×10%) ] | × 87% |
| B = 共通仮設費                 | × 70% |
| C = [現場管理費＋ (直接工事費×10%) ] | × 80% |
| D = 一般管理費等                | × 68% |

ただし、予定価格算出基礎額の75%を下限値として設定する。